第１６５回

高崎市都市計画審議会会議録

令和７年８月２９日（金）

午後２時

高崎市役所３階　３１会議室

出　席　者　一　覧

Ⅰ　出席委員

１番	清水公美		２番	石綿和夫	
３番	石川　徹		４番	金井政枝	
５番	新井由美		６番	大河原　吉明	
８番	坂本正樹		９番	佐藤英人	
１１番	本木秀典		１２番	堀越芳春	
１３番	松田正明		１４番	後閑賢二	
１５番	片野真吾		１６番	三井暢秀	
１７番	小菅博司	（代理：藤井交通官）	１８番	追川徳信	
１９番	佐藤俊也		２０番	大塚信秋	
２１番	樋口達夫		２２番	猪岡真也	
２３番	中村　さと美		２４番	杉﨑光広	（代理：渡邊地域防災調整官）

Ⅱ　出席幹事

都市整備部長　　瀧上幸治

Ⅲ　市出席者

副市長　　兵藤公保

都市整備部次長　　木村泰久

都市計画課長　　塩野健児

Ⅳ　事務局　　７名

Ⅴ　傍聴者　　０名

報道機関　　０名

１　開　会

事務局

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第 165 回高崎市都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております資料が、委員名簿、議事日程、議案書、Ａ３サイズの資料１「都市計画区域マスタープランの見直しの概要」、資料２「個別都市計画区域（高崎市を抜粋したもの)」でございます。それと、机上に「都市計画区域マスタープラン（案)」の冊子をお配りさせていただいております。

また、本日の審議会は、皆様の新しい任期が始まりまして、最初の会議となります。委嘱状を机上にお配りしておりますとともに、今回より新たに委員となられた方には、高崎・箕郷・榛名・吉井の都市計画図と、「高崎市都市計画マスタープラン」、「高崎市立地適正化計画」、「高崎の都市計画 2022」を茶色い封筒に入れて配布させていただいております。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の都市計画審議会ですが、ただいまご報告いたしましたとおり２名の委員が欠席となっておりますが、委員の２分の１以上の出席をいただいておりますので、高崎市都市計画審議会条例第６条第２項の規定によりまして、本審議会は成立いたします。

なお、本日は、インターンシップの大学生３名が出席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

２　副市長挨拶

事務局

続きまして、議事日程２の「副市長あいさつ」でございます。副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長

皆さんこんにちは。本来であれば、富岡賢治高崎市長が参りまして皆さまにご挨拶申し上げるところではございますが、本日は他の公務のためこちらに参ることがかないません。私が代わりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日、皆様には大変お忙しい中、第 165 回高崎市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の審議会は、司会からもお話がありましたように、皆様の任期が始まってから初めての開催となります。皆様には審議会委員をお引き受けいただきまして、重ねて御礼申し上げます。本審議会は、都市計画法の規定に基づき、高崎市の都市計画に関する事項について調査・審議をいただくために設置されております。本日の議案は「県央広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についてとなっております。こちらは、群馬県より意見を求められているものですので、皆様から貴重なご意見をいただければと思います。

最後になりますが、本日ご出席をいただいております委員の皆さまに対し、本審議会への

ご理解・ご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつと代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３　委員及び幹事等の紹介

事務局

続きまして、議事日程３の「委員及び幹事等の紹介」でございます。大変恐れ入りますが、順番に自己紹介をお願いいたします。マイクを回しますのでよろしくお願いいたします。

各委員自己紹介

事務局

ありがとうございました。皆さまのただいまの議席は仮の議席でございます。議席については、後ほどくじ引きにて決定させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

続きまして、幹事の紹介です。本日は議事に関連する所管の幹事が出席しておりますので、ひと言挨拶をお願いいたします。

都市整備部長です。

都市整備部長

都市整備部長でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。なお、本審議会は高崎市都市計画審議会議事運営規則第 12 条の規定に基づき公開としております。傍聴希望の受付をいたしましたところ、傍聴希望者は本日ございませんでしたのでご報告いたします。

４　議　事

第１　仮議長の選出

事務局

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

議事の第１「仮議長の選出」についてでございますが、事務局案としまして、委員Ａに仮議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

＜異議なしの声・拍手＞

ありがとうございます。それでは委員Ａ、仮議長席へ移動をお願いいたします。

第２　会長の選出

仮議長（委員Ａ）

委員の皆様、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは着座で失礼いたします。

それでは早速でございますけれども、議事の第２「会長の選出」に入りたいと思います。高崎市都市計画審議会条例第５条第１項の規定により、第１号委員であります学識経験のある者の中から選ぶことになりますが、どなたか第１号委員の中で推薦などございませんか。

委員Ｂ

私の方から推薦ということで、発言させていただきます。

これまでの都市計画審議会における経験が豊富であり、また、弁護士という立場から法にも精通しており、社会経験も豊富であることから委員Ｃを会長に推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

仮議長（委員Ａ）

ありがとうございました。委員Ｃを推薦するご意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

＜拍手＞

皆さまの賛同を得られましたので、会長は委員Ｃに決定いたします。どうぞよろしくお願いいたします。以上で仮議長の務めが終わりました。ご協力ありがとうございました。

＜拍手＞

事務局

ありがとうございました。それでは委員Ｃ、議長席に移動をお願いいたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

もったいないような紹介をいただきましたが、弁護士という名前ですけれども、特に非常に詳しいということもありませんので、皆様からのお力添えをいただいて、なんとかやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

＜拍手＞

事務局

ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

第３　会長職務代理者の指名

会長

それでは着座にて失礼いたします。

最初に「会長職務代理者の指名」になりますが、高崎市都市計画審議会条例第５条第３項により、会長があらかじめ指名する委員が職務代理者となります。今回は、委員Ａにお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

＜拍手＞

第４　議席の決定

会長

次に議事の第４「議席の決定」に入ります。

高崎市都市計画審議会議事運営規則の規定により、審議会委員の議席を決めることになっており、これをくじによって決定します。高崎市のまちづくりを決定するこの大切な場で活発な議論をしていただきたいという期待から、このような方式をとらせていただいております。どうぞご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、事務局お願いします。

事務局

それでは事務局の者がくじをお持ちしますので、順番にくじを引いていただきます。

各委員くじ引き・読み上げ

事務局

本日欠席の方の分について、会長にくじを引いていただきます。

会長くじ引き・読み上げ

事務局

新しい議席が決定いたしましたが、本日は現在のお席のまま進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第５　会議録署名人の指名

会長

ありがとうございました。それでは議事を進めさせていただきます。

議事の第５「会議録署名人の指名」を行います。高崎市都市計画審議会議事運営規則第 13 条第２項の規定により、議席１番の委員Ｄと議席２番の委員Ａをご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

第６　議案

会長

それでは議事の第６に入ります。「議案第 443 号　県央広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画区域マスタープラン）」について上程いたします。事務局の説明を求めます。

都市計画課長

お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 443 号「県央広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についてご説明いたします。

まず、議案書１ページをご覧ください。本方針は、群馬県が都市計画法第６条の２第１項に基づき作成するもので、通称、都市計画区域マスタープランと呼ばれております。このたび、都市計画区域マスタープランの変更案について群馬県から高崎市の意見を求められておりますので、高崎市都市計画審議会の委員の皆様からご意見をいただくという趣旨で本審議会に議案として提出させていただいております。本審議会で頂戴しました意見等をとりまとめ、県へ回答させていただき、県ではそれを踏まえた上で、今後開催予定の群馬県都市計画審議会へ付議する予定となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案書２ページをご覧ください。都市計画区域マスタープランは、群馬県を大きく４つの圏域に分けた広域圏単位で作成されており、県央広域都市計画圏には、前橋都市計画区域のほか、18 の都市計画区域が含まれています。本市における、高崎、榛名、箕郷、吉井の各都市計画区域は、いずれも県央広域都市計画圏に属しております。

続きまして、議案書３ページをご覧ください。変更理由につきましては、群馬県の都市づくりの現状と課題や都市づくりを取り巻く新たな潮流の観点に着目し、都市計画区域マスタープランを変更するものとしております。なお、都市計画区域マスタープランは、国勢調査及び都市計画基礎調査の結果を踏まえ、おおむね５年ごとに変更されております。都市計画区域マスタープランの全体構成といたしましては、第１編の広域都市計画圏全体編と第２編の個別都市計画区域編の二部構成となっており、総ページ数は 112 ページにもなる冊子でございます。本日は、時間の都合もございますので、第１編の広域都市計画圏全体編については概要版を、第２編の個別都市計画区域編につきましては、本市に関わる部分を抜粋した資料をそれぞれお配りしております。また、あわせて会場前方のスクリーンを用いてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、右肩に資料１とある「都市計画区域マスタープランの見直しの概要」をご覧ください。

まず、左上の１．都市計画区域マスタープランとは、でございますが、都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に基づき群馬県が定める計画で、都市づくりの基本的な方向性を定めるものでございます。市町村に関係する部分としては、二つ目の丸の項目になります。

市町村都市計画マスタープランや立地適正化計画、市街化区域への編入、用途地域などの個別の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即して定められることになります。４つ目の丸の目標年次でございますが、この度の計画変更につきましては、令和２年の国勢調査、都市計画基礎調査を基準年としておりますので、そこから 10 年後の令和 12 年を目標年次としております。

続きまして、その下の２．令和２年から令和６年までの現行プランの主な成果をご覧ください。前回の改定は令和２年でございました。以降、市街化区域編入による新たな産業拠点の創出を群馬県全体で計 21 地区実施しております。また、郊外におけるまちのまとまりづくりとして、市街化調整区域で地区計画制度を活用し、既存集落への新たな居住誘導を図る取り組みも進められております。ここには記載がございませんが、本市では、令和２年に宿大類町の複合産業団地西地区の約 6.5 ヘクタールを市街化区域に編入し、整備が進められたことにより、多くの企業が進出するなどの成果を上げております。

続きまして、資料右側の３．群馬県の都市づくりにおける継続課題をご覧ください。こちらのカラフルな図でございますが、これは、群馬県における平成 22 年から令和２年までの人口増減の分布を示した３Ｄの資料でございます。赤やピンクなどの暖色で示された地区は人口増加を、緑や青などの寒色で示された地区は人口減少を意味しております。高崎駅周辺や太田市では人口が増加しているものの、前橋駅や渋川駅、富岡駅、桐生駅、館林駅など各市の中心市街地では人口減少が顕著になっております。また、郊外部では、吉岡町や市街化調整区域において人口増加がみられ、市街地に比べて郊外での開発が特に進んでいる様子がうかがえます。こうしたことから、都市づくりにおける土地利用の課題として、土地利用規制の緩い郊外へ人口や都市機能が流出し、無秩序な宅地化が進行していることが挙げられております。

続きまして、その下の帯グラフをご覧ください。こちらは群馬県の代表交通手段構成比を表したもので、平成 27・28 年度に群馬県が実施したパーソントリップ調査の結果でございます。この調査結果から、県民のおよそ８割が自動車を利用して移動していることが分かります。次に、その下の折れ線グラフをご覧ください。こちらは、群馬県の鉄道・バスの利用者数の推移でございます。平成 22 年以降、令和元年までは公共交通の利用者数は緩やかな増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により利用者数は大幅に落ち込んでしまいました。以降、若干の回復傾向が見られますが、依然としてコロナ禍前までは回復していないことがわかります。

最後に、右側の公共交通沿線地域の状況をご覧ください。この図からは、公共交通沿線地域以外にも一定規模の人口密度が存在していることが読み取れます。こうしたことから、依然として自動車に依存した生活が続いている実態がうかがえ、交通分野においては、自動車に過度に依存した生活行動や、公共交通の衰退が都市づくりの課題となっております。

続きまして、２枚目をご覧ください。今回の改定内容をまとめたものでございます。改定のポイントの１つ目として、まちのまとまりの明確化と新たな産業拠点づくりのため、現在の土地利用方針は引き続き継続いたします。ポイントの２つ目として、都市づくりの新たな

潮流を踏まえた防災・減災面での改定を行うこととしています。この新たな潮流というワードでございますが、その下に記載しております国土形成計画や新群馬県総合計画、ぐんま県土整備プラン 2025 など、上位計画における位置づけを反映したものでございます。

続きまして、５．改定マスタープラン（案）の内容でございます。まず、都市づくりの目標でございますが、未来につながる魅力的なまちを目標に掲げております。また、その実現に向け災害レジリエンスＮｏ．１と美しく良好な環境の保全の観点も踏まえ、群馬のまちの個性を生かして、まちのまとまりをつくりデジタルとリアルのネットワークでつなぐこととしています。この都市づくりの目標のもと、土地利用、交通、都市防災、都市環境・空間形成、都市経営、の５つの分野において、それぞれの将来像及び基本方針を定めております。まず、土地利用の将来像と基本方針ですが、多様な暮らし方や働き方が可能な生活利便性の高い社会を目指し、まちのまとまりの形成と地域経済を支える産業を創出することとしております。交通の分野では、多様な移動手段が選択できる社会を目指し、移動環境整備と土地利用と連携した交通体系の形成を図るものとしております。都市防災では、安全な生活と安定した経済活動が可能な社会を目指し、防災・減災対策を推進してまいります。都市環境・空間形成では、地域の価値を高め、自然と共生する社会の実現のため、個性的で質の高い、快適な都市空間への再構築を進めてまいります。最後に都市経営でございますが、人と人、人と地域のつながりがデジタルとリアルでネットワークされた社会を目指し、コンパクトで効率的な都市経営と新技術・新制度の効果的な活用を図ってまいります。このように各分野における基本方針に沿って、理想とする将来像や都市づくりの目標を実現していくものでございます。

続きまして、資料の右側をご覧ください。ここでは、区域区分いわゆる市街化区域と市街化調整区域を分ける線引きでございますが、その決定の有無および区域区分を定める際の方針についてお示ししております。

まず第１に、まちのまとまりの人口密度を維持するため、現在区域区分を定めている都市計画区域につきましては、引き続きその区域区分を維持することとしています。本市では、高崎、群馬、新町がこれに該当いたします。第２に、都市が拡散傾向にある非線引き都市計画区域については、令和 12 年までに区域区分またはそれに代わる適切な土地利用規制を設けることを求めています。本市では、箕郷、榛名、吉井が該当いたします。

続きまして、主要な都市計画の決定の方針について、ご説明します。まず、住宅地は、既存の集落も含めたまちのまとまりに誘導し、郊外への拡大をやめて、まちなかにある既存のインフラを有効に活用してまいります。次に、商業地は、鉄道やバスなど公共交通で多くの人が集まりやすい拠点への一層の集積を図るとともに、郊外での新たな商業地の拡大は、原則として抑制してまいります。続きまして、業務地では、公共交通の利便性が高く、すでに業務機能が集積している拠点への配置を促進してまいります。産業地、つまり工業地や流通業務地については、交通の利便性が高く、良好な操業環境が形成できるよう、高速道路のインターチェンジや国道など幹線道路の結節点周辺に配置いたします。最後に、防災・減災についてですが、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する指針、立地

適正化計画防災指針の策定を推進することとしておりますが、本市では、昨年度、この防災指針を踏まえた立地適正化計画の改定を行っております。

続きまして、資料にはございませんが、会場前方のスクリーンをご覧ください。こちらが、県央広域都市計画圏の都市構造図となります。都市計画圏や各地域の都市活動を牽引するまちのまとまりとして、それぞれ拠点が設定されております。本市にかかわるものを引き出しして表示してございますが、図中央の２番、高崎駅周辺が中枢拠点として位置付けられております。その少し上にある３番ですが、地域拠点から今回新たに都市拠点に格上げされた、堤ヶ岡飛行場跡地を含む足門交差点周辺から西毛広域幹線道路と高崎渋川線バイパスの交差点周辺地区でございます。また、10 番の高崎問屋町周辺、11 番の新町駅周辺につきましては地域拠点、16 番の高崎操車場跡地周辺は複合拠点として位置付けられております。以上が、第１編の広域都市計画圏全体編の概要となります。

続きまして、第２編個別都市計画区域編でございます。引き続きスライドをご覧ください。本市におきましては、高崎・群馬・新町を統合して高崎都市計画区域、榛名、箕郷、吉井はそれぞれの都市計画区域としております。それでは、都市計画区域ごとにご説明いたします。資料の２をご覧ください。

はじめに、高崎都市計画区域の方針でございます。区域の特性・人口動向等ですが、高崎都市計画区域は、新潟や長野方面へ向かう鉄道や道路の分岐点として、経済・交通の両面で関東内陸部における広域交流都市として重要な役割を担っております。本区域は、すでに区域区分が定められており、平成 22 年から令和２年までは市街化区域の人口は増加しておりますが、一方では市街化調整区域の人口は減少する傾向が見られております。令和２年から令和 22 年にかけては、人口は減少すると予測されておりますが、人口減少のスピードはやや鈍化傾向であることが推測されております。また、防災の観点では、区域内人口の 26.3%は洪水浸水想定区域内に、1.8%は土砂災害警戒区域内に居住しており、防災面での対応と備えが引き続き重要となっております。

次に、主要な課題でございますが、市街化調整区域につきましては、大規模指定既存集落の外側における新たな住宅地開発を抑制し、まちのまとまりを維持・形成していくことが必要となっております。また、公共交通の利便性の向上や生活利便施設の充実などを通じて、既存集落の魅力を高めることも課題となっております。市街化区域につきましては、中枢拠点である高崎駅周辺の都市の魅力をさらに向上させるとともに、各鉄道駅周辺との連携を強化することで、都市全体の活力や利便性を高めることが期待されます。さらに、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえ、より安全なまちのまとまりづくりにも取り組む必要もございます。防災対策を重視し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指していくことが今後の大きな課題となっております。ページ下の、まちのまとまりの形成に向けた対応方針でございますが、本区域においては、都市機能の向上と広域的な連携を強化するための基盤整備を推進し、中枢拠点の形成および充実を図ってまいります。高崎駅周辺では、Ｇメッセ群馬や高崎芸術劇場といった大規模集客施設を核として、さらに高崎駅東口を起点とし関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジを経由する高崎駅東口線、いわゆる東毛広域幹線

道路の沿道において、東京・首都圏、信越、北陸などとの連携強化を目指す新たな都市軸を形成してまいります。これにより、人・もの・情報が集まる複合的な拠点づくりを進めていく考えでございます。また、先端情報技術を有する企業が集積する新たなまちとして、商業、業務、行政、教育、文化、居住、産業など多様な都市機能を備えた拠点づくりについても検討を進めてまいります。加えて、西毛広域幹線道路の周辺につきましても、今後の整備状況にあわせて工業・業務系の施設誘導を図るとともに、沿道に点在する既存のまちのまとまりが損なわれないよう、計画的な土地利用を推進していく方針でございます。これらの方策を実現していくため、令和７年に改定しました立地適正化計画に基づき、災害リスクを十分に踏まえたうえで、今後も住宅および都市機能増進施設の立地誘導を図っていくこと、さらに市街化調整区域については適切な土地利用規制を行うことが重要となっております。具体的には、立地適正化計画に基づく各種施策の実施や市街化調整区域における土地利用規制の強化でございますが、特に、市街化調整区域では、大規模指定既存集落などにおいて地区計画等によるまちづくりを進め、まとまりのある地域形成に取り組むとともに、集中的なまちづくりを誘導するエリア以外での市街地拡大を抑制するため、都市計画法第 34 条第 11 号の取り扱いなど、開発許可の適切な運用を徹底してまいります。こうした施策を着実に推進することで、都市の機能強化と持続可能で魅力あるまちづくりを目指してまいります。以上が、高崎都市計画区域の方針の説明となります。

資料を１枚おめくりください。榛名都市計画区域の方針となります。区域の特性・人口動向等でございますが、榛名神社や榛名山周辺をはじめとする豊かな観光資源に恵まれるとともに、県内有数の生産量を誇る梅など農畜産業も盛んなエリアでございます。本区域では都市計画法による区域区分は行っておりませんが、用途地域や大規模集客施設制限地区などの特別用途地区の指定による土地利用の誘導・規制を実施しております。人口動態につきましては、平成 22 年から令和２年にかけて用途地域内の人口が減少しているものの用途地域外の人口は増加しております。今後の人口推計に関しましては、令和２年から令和 22 年にかけて人口が減少することが予想されており、人口減少のペースも加速傾向にございます。防災面では、区域内人口の 11％が洪水浸水想定区域に、10.7％が土砂災害警戒区域に居住している状況でございます。

次に、主要課題でございますが、本区域では市街地の拡散傾向は見られないものの、低密度な市街地が点在して連担しないようまちのまとまりの形成と維持が必要となっております。特に榛名支所周辺では、都市機能の向上と集積を図るとともに、豊かな自然環境を有する榛名山を生かした観光や各種イベントの拠点としてのまちづくりを進めることが重要となっております。また、西毛広域幹線道路の整備に伴い、土地利用の促進が見込まれるため、これに適切に対応する必要があり、さらに、烏川右岸の国道 406 号沿道は地形的制約があるため、計画的な土地利用を推進していくことが求められております。一方で、榛名山麓および市街地周辺の農地や自然環境の保全も重要な課題であり、都市基盤整備を計画的に進めることが求められており、さらに、近年頻発・激甚化している自然災害を踏まえ、安全で安心なまちのまとまりづくりに取り組むことも重要な課題のひとつでございます。まちのま

とまりの形成に向けた対応方針でございますが、本区域におきましては、土地利用の規制と誘導を行うため、区域区分の実施などが想定されます。さらに、高崎駅や群馬八幡駅などと生活拠点との間は、便利で利用しやすい公共交通体系を整備し、榛名湖周辺地区は、観光拠点として位置づけ、景観の保全・維持、そして当該地区へのアクセス改善を図ってまいります。一方で、区域区分を定めない場合の代替案として、現況の土地利用状況から必要な区域に用途地域を指定し、良好な市街地形成を図るとともに、令和７年に改定した立地適正化計画に基づき、引き続き、住宅や都市機能増進施設の立地を誘導していくことが考えられます。また、まちのまとまりを形成すべき地域のうち、用途地域外の区域については、必要な範囲で地区計画などを定め、良好な生活環境の整備を推進してまいります。まちのまとまりの外の地域では、身近な商業施設や小規模工場などをのぞき、施設立地を制限するため、特定用途制限地域の指定を検討してまいります。幹線道路の沿道などで、土地利用の促進が予測される区域には、特定用途制限地域を指定し、高崎市都市計画マスタープランにおいて、商業地域の形成を位置づける地域になっているところを除き、大規模商業施設などの立地を制限いたします。また、西毛広域幹線道路の沿道については、沿道市の検討会で定めた沿道土地利用の考え方に基づき、土地利用を進めてまいります。以上が、榛名都市計画区域の方針の説明となります。

資料を１枚おめくりください。こちらは、箕郷都市計画区域の方針となります。区域の特性・人口動向等ですが、箕郷地域は梅の生産など農業を中心として発展してきましたが、昭和 40 年代半ば以降は高崎市の郊外住宅地として開発が進み、人口の急増が見られました。本区域は区域区分を定めていませんが、用途地域による土地利用の誘導と規制を行っております。人口の動きを見ますと、平成 22 年から令和２年にかけて用途地域内では減少、用途地域外では増加の傾向が見られます。また、令和２年から令和 22 年までの推計では人口は減少すると予測されており、その推移はこれまでと同程度と推測されております。区域内人口のうち、3.6％が洪水浸水想定区域内に、2.4％が土砂災害警戒区域内に居住しております。

次に、主要課題でございますが、市街地の拡散傾向が見られ、低密度な市街地が点在して連担しないようまちのまとまりの形成と維持が必要となっております。箕輪城跡周辺では歴史的なまちのまとまりを活かすこと、そして、良好な居住環境の形成が課題となっており、区域南部の高崎都市計画区域に隣接する地区では、農地でのミニ開発や西毛広域幹線道路の整備に伴う土地利用促進への対応、榛名山麓では自然環境や農地の保全、そして観光資源を活かした土地利用の推進が必要となっております。また、頻発・激甚化する自然災害を踏まえた安心安全なまちのまとまりづくりも本区域の課題となっております。

次に、まちのまとまりの形成に向けた対応方針でございますが、本区域においては区域区分の実施などにより土地利用の規制と誘導を行う方針としております。西毛広域幹線道路の沿道では、工業・業務の誘導、沿道にある既存のまちのまとまりを維持するための計画的な土地利用、近接する周辺施設との連携、そしてアクセスの強化を進めてまいります。また、箕輪城の復元や旧城下町のまちなみ整備、地域資源の連携による観光拠点の整備も進め、高

崎駅と生活拠点の間を結ぶ利便性の高い交通網の整備も行ってまいります。なお、区域区分を定めない場合の代替案としては、基本的には先ほどご説明させていただきました榛名都市計画区域での内容と同様になりますので割愛させていただきます。以上が、箕郷都市計画区域の方針の説明となります。

資料をもう１枚おめくりください。こちらは、吉井都市計画区域の方針となります。区域特性・人口動向等でございますが、上信越自動車道や吉井インターチェンジの開設などによって、立地条件が向上し、企業進出や住宅団地の整備が進み、都市化が急速に進展しております。本区域につきましても、榛名、箕郷同様に区域区分は定めておりませんが、用途地域や大規模集客施設を制限する特別用途地区を設定することで、土地利用の誘導や規制を行っております。人口の動向につきましては、平成 22 年から令和２年にかけて用途地域内の人口は増加しておりますが、用途地域外の人口は減少しております。令和２年から令和 22 年にかけては人口が減少すると予想されており、その推移はこれまでとほぼ同じ傾向になることが推測されております。また、区域内人口の 7.6%が洪水浸水想定区域内に、8.4%が土砂災害警戒区域内に居住しております。

次に、主要課題でございますが、現在のところ市街地の拡散傾向は見られませんが、低密度な市街地が点在して連担しないようまちのまとまりを形成し、維持していくことが重要な課題のひとつに挙げられます。また、中枢拠点である高崎駅周辺との連携の強化や、吉井駅周辺におけるまちのまとまりの形成も大きな課題となっています。本区域においては、国道 254 号バイパスや、主要地方道高崎神流秩父線バイパスの整備によって土地利用促進が予想されるため、これに対応した適切な計画、誘導や規制を行う必要があります。さらに、自然環境や農地との共存、多胡碑などの歴史・文化遺産の保全と活用も大きな課題であり、自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、安全でまとまりあるまちづくりに取り組む必要もございます。最後に、まちのまとまりの形成に向けた対応方針でございますが、本区域におきましては、区域区分の実施などによる土地利用の規制や誘導を行うことで、鉄道駅を中心としたまちのまとまりの形成・維持を目指してまいります。あわせて、多胡碑周辺地区と他の上野三碑とを連携させ、観光拠点としての整備も進めてまいります。さらに、高崎駅や吉井インターチェンジなど高速交通網へのアクセスの向上や、パークアンドライド駐車場の整備など、駅へのアクセス性を強化することで鉄道利用者の増加を図ってまいります。なお、区域区分を定めない場合の代替案については、先ほどの榛名及び箕郷都市計画区域でご説明した内容と同じでございますので割愛させていただきます。以上、吉井都市計画区域の方針の説明でございました。

ここまでが、第２編個別都市計画区域編でございます。

最後に、今後の手続きについてご説明いたします。本日、本審議会でご審議いただいた内容等を踏まえ、高崎市から群馬県に対し意見照会への回答を行います。群馬県は市の回答を受け、本年 10 月 14 日に開催予定の群馬県都市計画審議会に付議し、その後、国土交通大臣の同意を得て 12 月中旬に決定される予定と伺っております。本日は時間の関係もあり駆け足の説明となりましたが、以上で議案第 443 号「県央広域都市計画圏　都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針の変更」についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。それでは本案に対するご意見・ご質問をお伺いしたいと思いますが、今ご説明いただいたのは、最初の方は国勢調査等に基づく変更点を書いたのと、それから個別のマスタープランということで、いずれにしろ今年の２月頃決めた高崎市のマスタープランとは矛盾することはないということでよろしかったですか。

都市計画課長

はい、その通りでございます。

会長

それでは、ご意見・ご質問等あればお願いいたします。特にございませんか。

無いようでしたらお諮りいたします。議案 443 号は原案の通り然るべきということで承認してよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

異議なしとのことですので、議案第 443 号は原案のとおり承認します。かなり細かい内容なので、ここで議決はされましたが、別途不明な点があれば都市計画課へとのことです。

以上で、本日予定している案件は全て終了いたしました。傍聴の方もいらっしゃらないので、５のその他に入ります。事務局より何かございましたらお願いします。

事務局

次回の審議会の予定を申し上げます。次回は、令和８年２月頃の開催を予定しております。詳細が決まりましたら、通知にてお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

会長

他に何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして第 165 回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間に渡りありがとうございました。